

令和7年10月5日
浜松市人事委員会

第Ⅰ類行政職員（大学・大学院等）

第Ⅱ類行政職員（短大・大学等）

採用予定日 令和8年4月1日

【第1次試験日】令和7年11月16日（日）

【申込期間】令和7年10月6日（月）午後1時～令和7年10月22日（水）午後1時【受信有効】

※同日付でテストセンター方式についての試験案内を公表していますが、重複して受験することはできません。

本試験の主なポイント

- ◆ 一部の試験区分について受験可能年齢の上限を引き上げました。（受験資格はP.2～3をご覧ください）

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容	
第Ⅰ類	事務	行政A	戸籍、住民登録、国保、年金などの窓口業務をはじめ、企画、税務、福祉、都市計画など、施策の企画立案から実施まで、市政運営全般	
		学芸員（考古学）	主に考古学に関する資料の調査研究、収集、保管、展示、教育普及などの業務	
		学芸員（民俗学）	主に民俗学に関する資料の調査研究、収集、保管、展示、教育普及などの業務	
	技術	土木（通常方式）	10人程度	道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
		建築	7人程度	庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務
		造園	3人程度	公園、緑地等の整備事業の計画および施工、緑化の推進などの業務
	免許資格職	獣医師	5人程度	食品衛生業務や食肉検査、動物の保護、管理などの業務
		保健師	4人程度	保健指導や相談業務、健康教育などの業務
		精神保健福祉士	若干名	精神保健福祉に関する相談、支援や施策の企画立案から実施などの業務
第Ⅱ類	歯科衛生士	若干名	保健所、区役所等での歯科衛生指導や相談などの業務	

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※ テストセンター方式を併せて受験することはできません。

浜松市の求める人物像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

前例に捉われず、前向きに挑戦する志を持ち、浜松市民のために何ができるのか、自ら考え、自ら行動することができる人材を求めています。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和8年3月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和8年3月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和8年3月までに取得見込みの人を含む。）

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
第I類	事務	行政A
		学芸員(考古学)

第I類	事務	行政A	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年3月までに修了見込みの人 ③ 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
第I類	事務	学芸員(考古学)	次の1・2両方の要件を満たす人 1 博物館法による学芸員の資格を有する人または令和8年3月までに資格取得見込みの人 2 次のいずれかに該当する人で、考古学またはこれに準ずるもの（歴史学、文化財学、保存科学等を含む）を専攻した人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年3月までに修了見込みの人 ③ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人

事務	学芸員 (民俗学)	次の1・2両方の要件を満たす人 1 博物館法による学芸員の資格を有する人または令和8年3月までに資格取得見込みの人 2 次のいずれかに該当する人で、民俗学またはこれに準ずるもの(歴史学、文化財学、文化人類学、保存科学等を含む)を専攻した人 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く)を令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年3月までに修了見込みの人 ③ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人	
	技術	土木	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く)を令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年3月までに修了見込みの人 ③ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
		建築 造園	次のいずれかに該当する人で、専門の科目を履修した人 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く)を令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年3月までに修了見込みの人 ③ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
	免許資格職	獣医師	平成2年4月2日以降に生まれた人で、獣医師の免許を有する人または令和8年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人
保健師		平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和8年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人	
精神保健福祉士		平成2年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人または令和8年3月までに行われる国家試験により資格取得見込みの人	
第Ⅱ類	歯科衛生士	平成2年4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士の免許を有する人または令和8年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人	

- ※ 令和7年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。
 ※ テストセンター方式を併せて受験することはできません。
 ※ 免許取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許を取得できなかった場合または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。
 ※ 「土木」については、専門科目の履修の有無は問いません。

3 試験日程

(1) 事務・技術

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 11月16日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【個別面接対象者の発表】 11月28日(金) (学芸員・造園) 12月4日(木) 浜松市ホームページに個別面接対象者の受験番号を掲示します。
	[個別面接] 12月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【第1次試験合格発表】 12月24日(水) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 1月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【最終合格発表】 1月30日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※1 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。

※2 「**建築**」「**造園**」の受験者は、第1次試験筆記試験時に**直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書を提出**してください(大学院修了(修了見込み)者は大学院の成績証明書を併せて提出)。

(2) 免許資格職

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験または適性検査] 11月16日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【第1次試験合格発表】 11月28日(金) (精神保健福祉士・歯科衛生士) 12月4日(木) 浜松市ホームページに個別面接対象者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 12月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【最終合格発表】 12月24日(水) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

4 試験の内容・配点

試験区分		事務		技術	免許資格職			試験内容	
		行政A	学芸員	土木・建築・造園	保健師 精神保健福祉士	歯科衛生士	獣医師		
試験方法									
第1次試験	筆記試験	教養試験	100	80	—	100	—	—	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います。(120分) [別表1参照]
		専門試験	100	120	200	150	150	—	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。(90分・120分) [別表2,3参考]
	適性検査		—	—	—	100			言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3による筆記試験を行います。また、面接試験の参考するため、職務遂行上必要な資質、適性等について主に性格的な面から検査します。(120分程度)
	性格検査		○			—			面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
	個別面接		600		—	—	—	—	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	合計		800		250	250	100		
第2次試験	個別面接		300					人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	
	小論文試験		100					課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。(60分)	
	合計		400						

別表1 **筆記試験（教養）**の出題分野（40題・択一式）

大学卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈
※自然の出題はありません。

別表2 **筆記試験（専門）**の出題分野（択一式）

事務	行政A	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係（120分）
技術	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工（120分）
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工（120分）
免許職	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論（90分）

別表3 **筆記試験（専門）**の出題分野（記述式）（90分）

事務	学芸員（考古学）	考古学（歴史学、文化財学、保存科学等を含む）
	学芸員（民俗学）	民俗学（歴史学、文化財学、文化人類学、保存科学等を含む）
技術	造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎、生物学概論、生態学等
免許資格職	精神保健福祉士	精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎
	歯科衛生士	人体（歯・口腔を除く）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ちおよび回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論および歯科診療補助論等

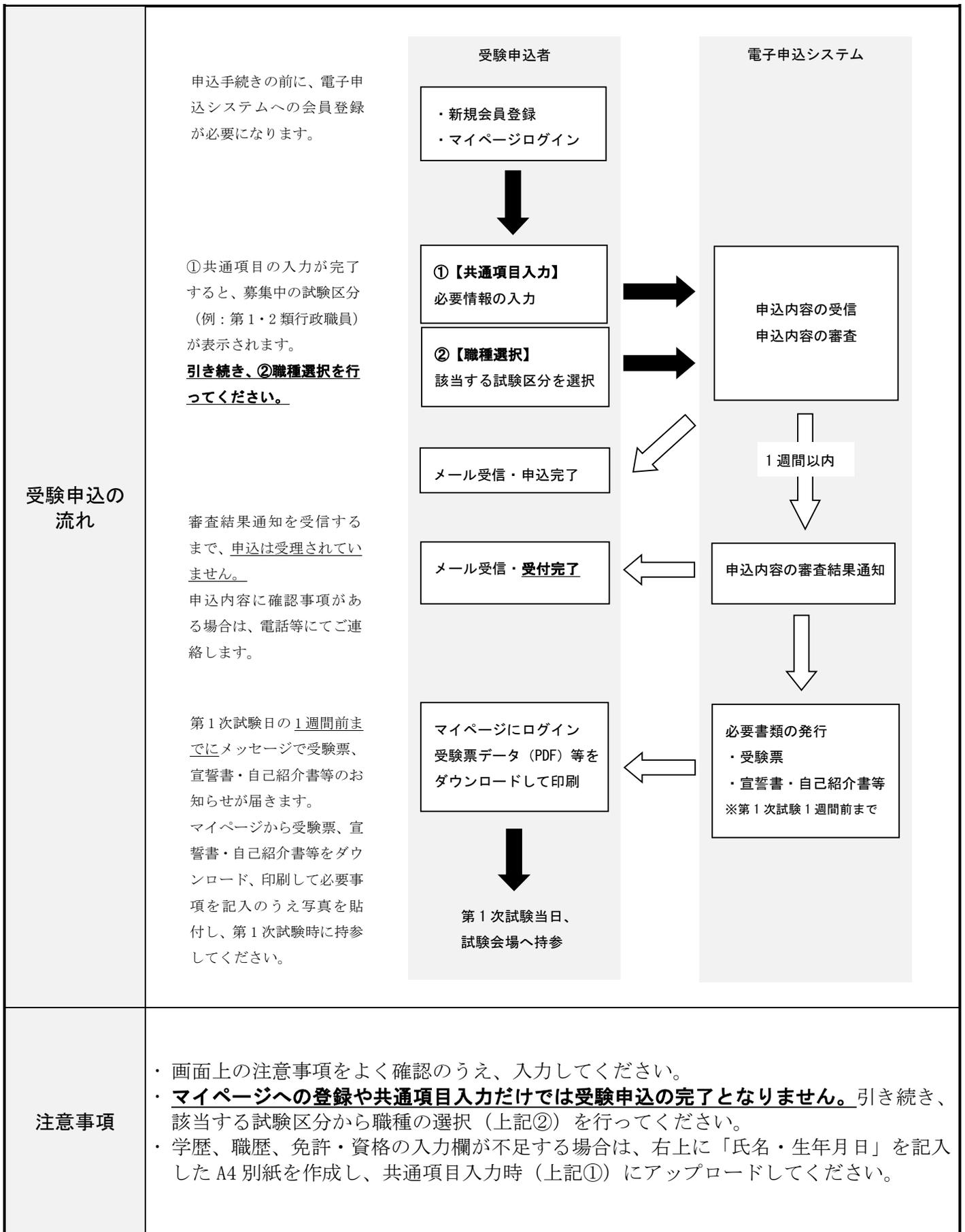
- ※1 第1次試験筆記試験の成績または適性検査の結果により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第2次試験の結果により決定します。**（第1次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※5 第1次試験の筆記試験（教養・専門〈記述式を除く〉）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	<p>令和7年10月6日（月）午後1時から令和7年10月22日（水）午後1時</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。



(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

<p>提出書類</p>	<p>①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）</p>
--------------------	--

申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	令和7年10月6日（月）から 令和7年10月22日（水）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要な事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。

(3) その他

- ・ **「建築」「造園」の受験者は、第1次試験筆記試験時に直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書を提出**してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）。
- ・ その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和8年4月1日です。
 ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 ※ **受験資格に定める免許・資格を取得できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和7年4月1日現在のもの。）

(1) 初任給

職 種	区 分	初任給月額
事務・技術	大学卒	約 236,000 円
	大学院修士課程修了	約 247,000 円

獣医師	大学卒（6年制）	約 283,000 円
保健師	大学卒	約 238,000 円
精神保健福祉士	大学卒	約 236,000 円
歯科衛生士	短期大学（3年制）卒	約 230,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

獣医師には初任給調整手当が含まれます。※月額上限 30,000 円（最大支給期間 15 年）

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の 1 カ月分をベースに年間 4.6 カ月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 勤務場所

原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(7) 休暇等

年次休暇（年間 20 日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月 22 日は閉鎖

8 注意事項等

(1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

(3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。

(4) この採用試験に申し込む人は、同日またはテストセンター方式で行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。

(5) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**

(6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くこととなります。

① 公権力の行使に当たる業務

(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)

[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制

② 公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関する職)

(7) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。

- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
- ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
- ・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。

(8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 試験会場案内図

浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12番7号)

クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2番地の1)

※駐車場はありませんので、必ず電車等の公共交通機関を利用してください。また、会場周辺の道路混雑の緩和や環境に配慮し、やむを得ない場合を除き、自家用車による送迎もご遠慮ください。



浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）および LINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

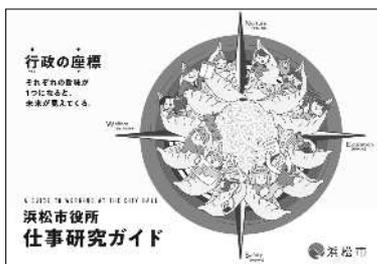
検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html#guide2401>

各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



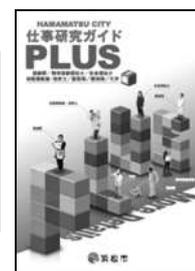
< 総合版 >



< 入門編 >



< 技術職・免許資格職 特化版 >



● 「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

